

# 「都市公園の配置及び規模に関する技術的基準」及び「公園施設の設置基準」並びに「都市公園移動等円滑化基準」(案)について

平成24年9月  
都市計画部 公園整備課

## 1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)により、「都市公園法」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部が改正され、これまで政省令等で定めていた都市公園の配置及び規模に関する技術的基準、公園施設の設置基準、都市公園移動等円滑化基準については、政省令等で定める基準を参酌して条例で定めることとなりました。これらの基準は、川越市都市公園条例及び川越市都市公園条例施行規則の一部改正により定める予定です。

## 2 内容

### 【都市公園法関係】

#### ①都市公園の配置及び規模に関する技術的基準について

(1)住民一人当たりの敷地面積の標準は区域内の都市公園を10平方メートル以上、市街地の都市公園を5平方メートル以上とします。

(2)次に掲げる都市公園を設置する場合には、その配置及び規模について、下表のとおりとします。

なお、政令の基準と異なる独自の基準(案)はありません。

公園の種類	配置の基準	規模の基準
主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園	街区内に居住する者が容易に利用できるよう配置	0.25ヘクタールを標準とする
主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園	近隣に居住する者が容易に利用できるよう配置	2ヘクタールを標準とする
主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園	徒歩圏域内に居住する者が容易に利	4ヘクタールを標準とする

	用できるよう配置	
主として区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園等	容易に利用できるよう配置	それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積
上記以外の都市公園	それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮できるよう配置	それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮できる敷地面積

## ②公園施設の設置基準について

一つの都市公園に設けられる建築物の総面積は公園敷地面積に対して2パーセント以下とします。ただし、次に掲げる特別な場合においては、条例で定める範囲内で2パーセントを超えることができることとします。なお、政令の基準と異なる独自の基準(案)はありません。

施設の種類	該当する建築物	建築面積の上限
休養施設	休憩所、ベンチ、キャンプ場その他これに類するもの	10パーセント
	文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により重要文化財として指定されたもの、景観法(平成16年法律第110号)の規定により景観重要建造物として指定されたもの、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物など	20パーセント
運動施設	野球場(専らプロ野球チームの用に供されるものを除く)、温水利用型健康運動施設その他これらに類するもの及びこれらに付属する観覧席など	10パーセント
教養施設	植物園、動物園、古墳その他これに類するもの	10パーセント
	文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により重要文化財として指定されたもの、景観法(平成16年法律第110号)の規定により景観重要建造物として指定されたもの、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物など	20パーセント
災害応急対策に必要な施設	物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポートなど	10パーセント
自然公園の利用の	自然公園法(昭和32年法律第161号)に規定する県	10パーセント

ための施設	立自然公園の利用のための施設である建築物	
高い開放性を有する建築物	屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場、屋根付野外劇場など	10パーセント
仮設公園施設	3カ月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物	2パーセント

【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係】

③都市公園移動等円滑化基準について

園路、広場、屋根付広場、休憩所、管理事務所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、掲示板、標識の各公園施設について、移動等円滑化のために必要な設置基準を定めます。このうち主なものは次のとおりです。なお、省令の基準と異なる独自の基準(案)はありません。

設置施設		設置基準	やむを得ない場合
園路 広場  (公園内に2つ以上ある場合には、そのうち1つ以上が基準を満たしていること。)	出入口	幅 120 cm以上	幅 90cm 以上
		車止め間隔のうち1つ以上は 90 cm 以上	
		段が無いこと	傾斜路を併設
	通路	幅 180 cm以上	幅 120 cm以上 (50m 毎に転回スペース)
		段が無いこと	傾斜路を併設
	階段	両側に手すり設置	この限りでない
		手すりの端部に点字を貼り付ける	
		傾斜路を併設	エレベーターその他の昇降機でも可
	傾斜路	幅 120 cm以上	階段、段に併設する場合は幅 90 cm以上
		両側に手すり設置	この限りでない
駐車場	車いす用 駐車施設	駐車台数 200 以下の場合、駐車台数 × 1/50 以上 200 を超える場合、駐車台数 × 1/100+2 以上	
		幅 350 cm以上	
		車いす利用者用駐車施設の表示	
便所 (公園内に2	出入口	幅 80 cm以上	
		段が無いこと	傾斜路を併設

つ以上ある場合には、そのうち1つ以上が基準を満たしていること。)		標識設置	
	戸	幅 80 cm以上	
		容易に開閉して通過できる構造	

### 3 施行予定日

平成25年4月1日

### 4 その他

「都市公園の配置及び規模に関する技術的基準」及び「公園施設の設置基準」並びに「都市公園移動等円滑化基準」は条例で定めることを基本としておりますが、各基準(案)のうち細目については、規則に委任されることがあります。